

全国農業協同組合連合会に対する警告について

平成12年2月25日
公正取引委員会

公正取引委員会は、全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、全農に対し、同法第19条（不公正な取引方法第6項（不当廉売）に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして警告を行った。

警告の概要は以下のとおりである。

1 関係人の概要

名 称	全国農業協同組合連合会
所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目8番3号
代 表 者	代表理事 大池 裕
事 業 内 容	生産資材の供給、農畜産物の販売等
備 考	全農は、平成10年10月1日付けで、宮城県経済農業協同組合連合会と合併し、これに伴い宮城県本部を設置している。

2 関連事実

- (1) 宮城県内の農業協同組合（以下「農協」という。）向けの農薬販売業者としては、全農以外に農薬卸売業者が10数社程度存在するが、全農の販売額は、同農薬販売の過半を占めている。
- (2) 全農は、宮城県内の農協に対する農薬販売に当たり、宮城県経済農業協同組合連合会当時から、年間に使用する農薬の予約注文を行う農協に対しては、値引価格で販売する制度を設けている。

3 警告の概要

- (1) 全農は、全農宮城県本部において、平成11農薬年度（平成10年10月～同11年9月）における農協向け農薬販売額の拡大を図るため、他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動を行い、主要な農協との間で、農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し、一部の農薬について、総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売した事実が認められた。
なお、その後、全農は、予約販売数量を確保しつつ、前記農薬の販売価格を引き上げた。
- (2) 全農の前記行為は、宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあり、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第6項に該当）の規定に違反するおそれがあることから、当委員会は、全農に対し、今後、このような行為を行わないよう警告するとともに、このような行為を今後行わないことを確保するために必要な措置を講じることを求めた。

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局東北事務所第一審査課

電話 022-225-7095（直通）

審査局第三審査

電話 03-3581-3345（直通）

ホームページ <http://www.jftc.admix.go.jp>

○私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律

(昭和二十二年四月十四日)
法律第五十四号

(定義)
第二条

- ④ この法律において不正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。
- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
 - 二 不当な対価をもつて取引すること。
 - 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
 - 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
 - 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
 - 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そのおかし、若しくは強制すること。

(不正な取引方法の禁止)

第十九条 事業者は、不正な取引方法を用いてはならない。

○不正な取引方法

(昭和五十七年六月十八日)
公正取引委員会告示第十五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第一条第九項の規定により、不正な取引方法(昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号)の全部を次のように改正し、昭和五十七年九月一日から施行する。

不正な取引方法

不当廉売

6 正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。